

船舶インシデント調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成30年10月13日 17時10分ごろ
発生場所	北海道礼文町海驢島北北東方沖 海驢島灯台から真方位033° 2.8海里付近 (概位 北緯45° 31.0′ 東経141° 00.0′)
インシデントの概要	漁船第五大宝丸は、操業中、シーアンカーのロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年10月26日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五大宝丸、13トン AM2-4457（漁船登録番号）、個人所有 第212-6896号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北流
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、いか釣り漁の操業中、船首部から投入していたシーアンカーのロープが、ふだんより長く出ており、潮流の影響により船尾方向に流されて推進器に絡まり、運航不能となった。 本船は、翌日、巡視艇によりえい航されて礼文町船舶港に入港し、ロープを除去された。
分析	本船は、風とは異なる方向からの潮流の影響を受ける状況下、操業中、シーアンカーのロープがふだんより長く出ていたことから、同ロープが船尾方向に流されて推進器に絡まり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、風とは異なる方向からの潮流の影響を受ける状況下、操業中、シーアンカーのロープがふだんより長く出ていたため、同ロープが船尾方向に流されて推進器に絡まり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 風とは異なる方向からの潮流の影響を受ける状況で漂泊する際は、シーアンカーのロープの長さを適切に調整すること。